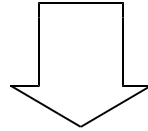


特定建築物の延べ面積の計算方法

$$A = \quad + \quad + \quad 3,000 \text{ m}^2$$

(学校の場合は、8,000 m²)



特定建築物に該当

記号	内 容	具 体 例
A	特定用途に供される部分の延べ面積 (m ²)	$A = \quad + \quad +$ の面積が、 と の合計 の面積より大きい場合、 の部分をBとして扱う
	もっぱら特定用途に供される部分の延べ面積(m ²)	事務所、店舗の部分
	特定用途に供される部分に附随する部分(いわゆる共用部分)の延べ面積(m ²)	廊下、階段、トイレ、機械室
	特定用途に供される部分に附属する部分の延べ面積(m ²)	百貨店内の倉庫、事務所附属の駐車場、新聞社の印刷工場等の部分
B	もっぱら特定用途以外の用途に供される部分(m ²)	工場、作業場、病院、共同住宅、寄宿舍、駅舎、寺院、教会等の部分

留意事項

- 1 「延べ面積」とは床面積の合計をいう。
- 2 「床面積」は「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」(建築基準法)による算定をする。
- 3 当該建築物の総床面積 $S = A (\quad + \quad) + B$ となる。
- 4 特定建築物「延べ面積」要件の改正経緯
 - 法施行時(昭和44年10月13日施行)
 - ・8,000m²以上で、特定用途に供される部分とそれ以外の部分との割合(B / A)が5%以下
 - 昭和48年の改正(同年11月11日施行)
 - ・学校教育法第1条に定める学校以外の建築物については、5,000m²以上で、特定用途に供される部分とそれ以外の部分との割合(B / A)が10%以下
 - 昭和50年の改正(昭和51年7月1日施行)
 - ・学校教育法第1条に定める学校以外の建築物については、3,000m²以上で、特定用途に供される部分とそれ以外の部分との割合(B / A)が10%以下
 - 平成14年の改正(平成15年4月1日施行「現行」)
 - ・学校教育法第1条に定める学校以外の建築物については、3,000m²以上